平成２５年（フ）第２２３号
三重県四日市市九の城町４番21号
破産者　株式会社藤澤
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
三重県四日市市上海老町710番地
破産者　伊藤　智子
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
三重県桑名市馬道１丁目42番地
破産者　村岡あゆみ
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
滋賀県草津市草津１丁目８番15号
破産者　有限会社タウンコート高岡
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７１号
長崎市金屋町９番38号
破産者　株式会社ハマサキミート
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
大分県中津市牛神町１丁目１番地の１
破産者　国際観光株式会社
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
大分県中津市大字是則字原口741番地の１
破産者　株式会社あくたがわ
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１１号
茨城県つくば市並木２丁目９番地デュオヒルズつくば学園都市209号、住民票上の住所茨城県つくば市北条5143番地２
破産者　大内　範男
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
茨城県土浦市港町３丁目２番12号　コーポ長山207、開始決定時の住所茨城県土浦市港町３－２－14　コーポ長山207号
破産者　橋本　仁重
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
茨城県土浦市乙戸1084番地35
破産者　大塚　賢次
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６０６号
埼玉県鴻巣市天神５－８－３　ＭＫハイツ205、住民票上の住所埼玉県行田市行田６番33号
破産者　澁澤　達章
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８１号
静岡市清水区長崎198番地の１　シャロワ202、開始決定時住所静岡市葵区北安東１丁目４番20―506号
破産者　大原　民三
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２７号
静岡市葵区本通７丁目８番地の21　パークサイドヴィラ楓102、旧住所静岡市葵区安倍口団地６番５―191号
破産者　森下　　泉
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４１号
名古屋市昭和区八雲町83番地の１　八雲マンションＦ―21号、開始決定時の住所名古屋市昭和区伊勝町１丁目18番地
破産者　藤村　芳行
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４０号
愛知県あま市石作郷25番地１
破産者　イカイ商店こと　猪飼　竹彦
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７４号
名古屋市守山区小六町17番12号　千代田グリーンハイツ1005号
破産者　水野　昌儀
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
北海道目梨郡羅臼町松法町163番地
破産者　齋藤　利一
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１３号
北海道目梨郡羅臼町松法町163番地
破産者　齋藤　京子
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第８号
岩手県滝沢市鵜飼向新田７番地300
破産者　下平　光夫
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部